**介護支援専門員実務研修受講試験**

**受験の手引きの変更について**

厚生労働省より、介護支援専門員実務研修受講試験に係る内容変更が示されたので、現在配布している受験の手引きの内容について、下記のとおり変更します。

**受験対象者についての留意点、試験問題出題数、受験資格、試験問題出題範囲に変更**がありますので、受験申込みに当たっては、この内容を十分ご理解の上、お申し込みください。

記

**１．受験対象者についての留意点（手引きP4）**

|  |  |
| --- | --- |
| 変更後 | 変更前 |
| オ．法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6**第1項**第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者 | オ．法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者 |

**２．試験問題出題数（手引きP12）**

|  |  |
| --- | --- |
| 変更後 | 変更前 |
| 保健医療福祉サービス分野  　保健医療サービスの知識等　**20問** | 保健医療福祉サービス分野  　保健医療サービスの知識等  **基礎**　**15問**  **総合**　 **5問** |

**３．受験資格（手引きP16、17）**

**※受験対象となる職種等について変更はありません**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 変更後 | | | 変更前 | | |
| コードNO. | ①における根拠法 | ②における根拠法 | コードNO. | ①における根拠法 | ②における根拠法 |
| 2101 | 介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第11項 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第175条第１項第１号 | 2101 | 介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第11項 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生**労働**省令第37号）第175条第１項第１号 |
| 2104 | 介護保険法第８条第27項 | 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第２条**第１項**第２**号** | 2104 | 介護保険法第８条第27項 | 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生**労働**省令第39号）第２条第２**項** |
| 2105 | 介護保険法第８条第28項 | 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第２条**第1項**第４**号** | 2105 | 介護保険法第８条第28項 | **指定**介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生**労働**省令第40号）第２条第４**項** |
| 2107 | 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第５条第**18**項 | 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第３条 | 2107 | 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第５条第**16**項 | 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第３条 |
| 2108 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の２**の２**第**７**項 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29条）第３条 | 2108 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の２第**６**項 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29条）第３条 |
| 2109 | 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第２条第２項 | **生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領3（2）ア** | 2109 | 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第２条第２項 | |

**４．試験問題出題範囲**

＜**新設**された科目＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 該当  ページ | 区分 | 大項目 | 中項目 | 小項目 |
| - | 6.高齢者支援展開論（地域密着型サービス事業各論） | 3.地域密着型通所介護方法論 | 1.地域密着型通所介護の意義・目的 | - |
| 2.地域密着型通所介護の利用者の特性 | - |
| 3.地域密着型通所介護の内容・特徴 | - |
| - | 9.高齢者支援展開論（介護保険施設各論） | 4.介護医療院サービス方法論 | 1.介護医療院の意義・目的 | - |
| 2.介護医療院サービス利用者の特性 | - |
| 3.介護医療院の内容・特徴 | - |

＜**削除**された科目＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 該当  ページ | 区分 | 大項目 | 中項目 | 小項目 |
| 28 | 7.高齢者支援展開論（介護予防サービス事業各論） | 1.介護予防訪問介護方法論 | 1.介護予防訪問介護の意義・目的 | - |
| 2.介護予防訪問介護サービス利用者の特性 | - |
| 3.介護予防訪問介護の内容・特徴 | - |
| 4.介護予防支援サービスと介護予防訪問介護 | - |
| 29 | 6.介護予防通所介護方法論 | 1.介護予防通所介護の意義・目的 | - |
| 2.介護予防通所介護サービス利用者の特性 | - |
| 3.介護予防通所介護の内容・特徴 | - |
| 4.介護予防支援サービスと介護予防通所介護 | - |